

## 令和7年度「杖道一種・二種」審査会 実施要項

1. 主 催 一般財団法人 北海道剣道連盟
2. 主 管 一般財団法人 北海道剣道連盟杖道部会
3. 期 日 別記「令和7年度審査会一覧表」参照 受付開始 午後2時15分予定
4. 会 場 別記「令和7年度審査会一覧表」参照
5. 受 審 資 格 (1) 北海道剣道連盟杖道部会の会員で、会費が納入済みである者。  
(2) 第一種  
受審日1年以内の 北海道剣道連盟及び杖道部会が主催する「杖道講習会」を申請時まで受講し、学科審査に合格した者。  
ア. 初 段 杖道一級受有者で満13歳以上の者。(中学生は一級受有後6ヶ月以上経過している者)  
※ 年齢基準は審査会当日とする。  
イ. 二 段 杖道初段受有者で、受有後1年以上経過した者。  
ウ. 三 段 杖道二段受有者で、受有後2年以上経過した者。  
(3) 第二種  
ア. 四 段 杖道三段受有者で、受有後3年以上経過し、北海道剣道連盟が主催する「杖道講習会」を申請時まで2回以上受講し、学科審査に合格した者。  
イ. 五 段 杖道四段受有者で、受有後4年以上経過し、北海道剣道連盟が主催する「杖道講習会」を申請時まで3回以上受講し、学科審査に合格した者。  
(4) 修業年数は暦月で数え、日は問わない。
6. 審 査 方 法 全日本剣道連盟の称号・段位審査規則及び、北海道剣道連盟の称号・段位審査規程による。
7. 審 査 科 目 (1) 実 技 (全剣連杖道)  
初段 : 1本目～5本目 二段 : 2本目～6本目 三段 : 3本目～7本目  
四段 : 5本目～9本目 五段 : 7本目～11本目  
(2) 学 科  
ア. 第一種は2問を事前出題、別途指定する期日までに提出。  
イ. 第二種は3問を事前出題、別途指定する期日までに提出。
8. 申 込 方 法 (1) 第一種受審者は「段位審査申請書」正1通のみを作成し、「審査料」、「登録料」及び「地域剣道振興会費」を添え所属剣道連盟に申し込むこと。  
(2) 第二種受審者は「段位審査申請書」正1通のみを作成し、「審査料」及び「地域剣道振興会費」を添え所属剣道連盟に申し込むこと。(登録料は不要)  
(3) 各剣道連盟は受審者の「段位審査申請書」、「審査料」、「登録料」及び「地域剣道振興会費」を取りまとめ一括して北海道剣道連盟事務局に送付すること。なお、個人直接の申込及び期限後の申込みは一切受理しない。  
(4) 「段位審査申請書」の様式は別記による。  
(5) 「段位審査申請書」記載上の注意  
ア. 男女の区別、現段(級)位、取得年月日を正確に記入すること。未記入のものは受理しない。  
イ. 講習会受講実績は、段位審査請求書の受講回数・受講年月日欄に記載すること。  
ウ. 住所が町村である者は、「郡名」を記載すること。  
エ. 1級位を他都府県で取得した者は、「証書の写し」または都府県剣道連盟発行の「級位証明書」を添付し、取得都府県を明記すること。段位については、全剣連番号を記入すること。
9. 審査・登録料の取扱い  
(1) 審査料・登録料等については、「北海道剣道連盟 称号・段位審査規則 別表1」による。  
(2) 第一種不合格者には、「登録料」を審査会当日返納する。  
(3) 第二種合格者は、所定の登録料を所属剣道連盟に納入すること。各剣道連盟は合格者分の登録料を取りまとめて北海道剣道連盟に納入すること。  
(4) 道剣連締め切り日以後の取消しの申し出に対する「審査料」の返金はしない。但し、自然災害及び指定感染症はその限りではない。
10. 個人情報保護法への対応  
参加者の個人情報は事業運営のために利用する。なお、目的に合わせた公表媒体(ホームページ・「剣友北海道」等)に公表することがある。更に、普及発展のためマスコミ関係に必要な情報提供をする事がある。
11. そ の 他 主催者で傷害保険に加入するが、これ以上の責任は負いません。